

平成27年5月1日

於 教育委員会室

平成27年5月

大和市教育委員会臨時会

大和市教育委員会

平成27年5月大和市教育委員会臨時会

○平成27年5月1日（金曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	鈴木勝雄
2番	委員	石川創一
3番	教育長	柿本隆夫
4番	委員	篠田優里
5番	委員	青蔭文雄

○事務局出席者

教育部長 齋藤園子 教育総務課長 大下 等

指導室長 藤井 明

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	齋藤信行	教育総務課 政策調整 担当主査	澤村のどか
-----------------------	------	-----------------------	-------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議 事  
日程第 1（議案第23号） 大和市教科用図書採択方針について
- 5 閉 会

開会 午前10時00分

- 青 蔭 ただいまから、教育委員会5月臨時会を開会いたします。  
委員長 会議時間は、正午までといたします。  
 今会の会議録の署名委員は、3番柿本委員、4番篠田委員、それぞれよろしく願いいたします。

◎議 事

- 青 蔭 それでは、議事に入ります。  
委員長 日程第1（議案第23号）「大和市教科用図書採択方針について」を議題といたします。  
 細部説明を求めます。藤井指導室長。
- 藤 井 平成28年度は、中学校使用教科書の採択替えの年に当たります。本市指導室長は単独で採択地区を設定し、教科用図書を採択することとなっておりますので、採択方針の審議をお願いするものです。  
 大和市教科用図書採択方針は、次の2点です。  
 1点目は、「平成28年度以降4カ年使用中学校教科用図書の採択は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づいて行う。」です。  
 2点目は、「採択に当たっては、大和市教科用図書採択検討委員会の答申等を参考にする。」です。なお、大和市教科用図書採択検討委員会は、昨年度から附属機関として条例で設置しております。  
 続いて、採択に係る事項について3点ご説明させていただきます。1点目が大和市教科用図書採択の仕組みについて、2点目が平成28年度使用教科用図書採択に係る事務日程について、3点目が神奈川県教育委員会の採択方針についてです。  
 1点目、大和市教科用図書採択の仕組みの主な流れについてご説明いたします。  
 まず、文部科学大臣から神奈川県教育委員会に教科書目録が届きます。続いて、神奈川県教育委員会が、教科用図書の採択方針を神奈川県教科用

図書選定審議会に諮問します。諮問を受けた同審議会では、採択方針並びに採択基準などをまとめ、県教育委員会に答申します。県教育委員会では、この採択方針を大和市教育委員会へ送付します。

大和市教育委員会では、採択に当たり、大和市教科用図書採択検討委員会（以下「採択検討委員会」）に諮問します。また、保護者や市民が閲覧し、意見を述べる機会として、市内2か所で教科書展示会を開催します。さらに、教職員に対しては、各学校へ教科書を回覧するとともに、意見を聴取します。

なお、採択検討委員会の構成員は、市立小学校及び中学校の校長及び教員、大和市教育研究会の代表者、保護者、学識経験者となっております。また、保護者や市民、教職員の意見は、取りまとめた上で教科書採択の資料の一つとして提出させていただきます。

採択検討委員会では、今後、教科書の調査研究員の報告を参考に議論し、その結果を大和市教育委員会へ答申します。教育委員会では、これらの報告結果を含め、総合的な判断のもと、教科書を採択していただくこととなります。最後に、決定した教科書は神奈川県教育委員会へ報告いたします。採択の仕組みについては以上です。

続きまして2点目、平成28年度使用教科用図書採択に係る事務日程について、ご説明いたします。先ほどの採択の仕組みに沿って、事務日程を組んでおります。

まず、本日の教育委員会5月臨時会において、大和市教科用図書採択方針をご審議いただきます。続いて、教育委員会5月定例会において、採択検討委員会委員の委嘱について、また、採択検討委員会への諮問について、お諮りします。その後、第1回採択検討委員会を開催します。ここでは、委員を委嘱するとともに、採択方針や調査方法の確認、調査研究について、また教科書の調査研究についてご説明します。それから、調査研究員に教科書の調査をしていただくこととなります。

6月には市内2か所、市役所1階ロビーと、渋谷学習センター1階ギャラリーで教科書展示会を開催する予定です。なお、昨年小学校の教科書採択の時に出了た反省を踏まえ、今年度は渋谷学習センターでの開催日を1日

増やしました。

教育委員会6月定例会においては、平成28年度使用小学校教科用図書の採択について付議させていただきます。

さらに教育委員会7月定例会においては、平成28年度使用中学校教科用図書採択のご審議をお願いいたします。

8月に、教科用図書需要数を県教育委員会へ報告いたします。事務日程については以上です。

最後に3点目、神奈川県教育委員会の採択方針について、ポイントを絞ってご説明いたします。

この採択方針は、神奈川県教育委員会が神奈川県教科用図書選定審議会の方針に基づき定めたものです。採択に関する決まりや、基準、方法、調査研究の観点について示されております。

1番目、平成28年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択については、主に決まりが示されています。(1)教科用図書は、文部科学省から送付される教科書目録から採択すること。(2)採択検討委員会の報告において、すべての調査研究の結果を報告すること。(3)は本市には該当いたしません。(4)採択に関しては、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で公開に努めること。ただし、外部からの不当な働きかけなどにより、採択がゆがめられないように静ひつな採択環境を確保すること。以上のような内容です。

続いて2番目、教科用図書採択基準についてです。ここでは、発行者が作成する「教科書編集趣意書」や県教育委員会の「調査研究の結果」などを踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し採択すること、公明・適正を期し採択すること、また、学校、生徒、地域などの特性を考慮して採択することなどが示されております。

続いて、採択の方法は3番、4番とありますが、大和市の場合は単独で採択を行いますので、3番が該当いたします。この方法につきましては、これまでご説明申し上げたことと重複する内容が多いため、省略させていただきます。

最後に5番、調査研究の観点についてです。教育基本法、学校教育法及

び学習指導要領との関連が挙げられております。教育基本法や学校教育法では、特に教育の目標の内容を踏まえているか。学習指導要領では、各教科の目標を踏まえているか、また言語活動の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実の内容を踏まえているか、という観点が示されています。その他、かながわ教育ビジョンとの関連や、各教科別の観点などが示されておりますが、ここでは割愛させていただきます。

以上で、大和市教科用図書採択方針についてのご説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○青 蔭 委員長 ただいま細部説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

○柿 本 委員 事務日程について、2点確認させてください。

1点目、教科書展示会の日程は説明がありましたが、学校への回覧の日程を教えてください。

2点目、教科書の調査研究員への委嘱等について、日程を含め説明してください。

○藤 井 指導室長 1点目、学校への回覧についてです。どの程度の期間を設けられるかは、こちらに届く見本本の数量などによって変わってくると考えております。昨年の小学校における教科書採択替えの例から考えますと、それぞれの学校で1週間から10日ぐらい閲覧していただくことが可能かと思っております。時期としては、6月上旬頃から1か月程度を見込んでいます。昨年の例では、見本本が3セット送付されましたので、1校10日間で3校ずつを3回、中学校全9校で計30日程度と考えております。

調査研究員につきましては、まず教育委員会5月定例会で採択検討委員会委員の委嘱をご審議いただきます。それを受けて、調査研究員の委嘱となりますので、日程は5月下旬を考えており、その後調査を開始していただくこととなります。

○柿 本 委員 分かりました。

○篠 田

教育委員の閲覧時期は未定ということですが、期間はどのぐらいを予定

- 委員 していますか。
- 藤井 時期としては、7月に入ってからと考えております。中学校に送付した  
指導室長 ものが予定どおり返送されれば、7月上旬から中旬に1週間程度、委員の  
皆様に閲覧いただく期間を設けたいと考えておりますが、時期については  
若干ずれる可能性がございます。
- 篠田 分かりました。
- 委員
- 鈴木 県の採択方針について、1（2）に「すべての調査研究の結果を報告す  
委員 ること」とありますが、「すべて」とはどの程度ですか。
- 藤井 それぞれの教科に対し、さまざまな教科書を複数の教科書会社が発行し  
指導室長 ております。そこで、例えば1社の教科書だけを取り上げて説明するの  
ではなく、すべての教科において、すべての教科書会社の教科書を、同じよ  
うに説明するということをご理解いただければと思います。
- 鈴木 分かりました。
- 委員
- 石川 確認ですが、今回の大和市の採択方針に、「神奈川県教育委員会の採択  
委員 方針に基づいて行う」とあります。この「基づいて」とは、どのような意  
味合いを持っていますか。
- 藤井 神奈川県教育委員会の採択方針は、県の教育委員会が神奈川県教科用図  
指導室長 書選定審議会に諮問して答申された結果であり、先ほどご説明したもので  
す。大和市も、ここに書かれた趣旨に沿って、採択事務を進めるというこ  
とを意図しております。当然、その過程においては、教育の目標や学習指  
導要領に示されている内容を踏まえることとなります。
- 石川 当然そういう中身なのだと思います。例えば地域によっては、やや恣意  
委員 的に方針が決められることもあり得ると思います。今回の神奈川県の方針  
では、何か特定の意味合いを持つような中身は無いと解釈しましたが、も  
しそういう要素が含まれる場合にも、「基づいて」となるのですよね。い  
かがですか。
- 藤井 石川委員がおっしゃったとおり、「基づいて」とあれば、示されたもの  
指導室長 を尊重していかなければいけないと思います。ただ、神奈川県の方針は、

あくまで教育の目標に照らしたものであり、さらに、大和市単独の採択でありますので、特にそのような意味では広い見識の中で採択していくという捉え方が重要になるのではないかと考えております。

○石川 委員長 つまるところ、「基づいて」という言葉は、県の方針に示されていることを「基本的なところで基づく」という意味合いに取るのがいいと思います。今回の神奈川県の方針については、何らかの方向性を示すような言葉は特にないように思っていますが、あくまで基本的なところで基づいているという認識において、大和の独立性を保っていく必要があると思います。

○藤井 指導室長 そのとおりだと思います。

○青蔭 委員長 我々は、そのような共通の認識を持っていかなければと思います。

○石川 委員長 何らかの要素により、せっかく決めたものが変わってしまうということが、ないとはいえないと思います。ですから、大和市の独立性というものを保っていく必要があるのではと思い、そのために「基づいて」という言葉の意味を話し合っておきたいと考えました。

○青蔭 委員長 共通認識を持つための、再確認の意味ですね。

○柿本 教育長 県の採択方針の2「教科用図書採択基準について」に、「採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。」とあります。この「採択権者」が、大和市では大和市教育委員会ですので、その権限において公明・適正に判断していく必要があります。その判断において求められるのが、学習指導要領に基づくことのほか、2（3）に示された「採択地区における学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する」ことです。それらを踏まえ、私たち教育委員が責任を果たしていきたいと思えます。

○石川 委員長 基本的には、示された教科書はすべて、国で定めた検定基準に基づき検定を受け、通ったものであるという認識の中で判断することになると思います。すべて平等の教科書であることを確認しておく必要があると思いま



す。

○篠田委員 今話に出ました、県の方針2(3)「採択地区における学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する」ということに関して、教育委員は採択に当たり採択検討委員会の答申を参考にすることになっています。採択検討委員会の答申においても、この基準を考慮していただければと思いますが、その方法について、詳細を教えてください。

○藤井指導室長 今後、教育委員会から採択検討委員会に諮問する際、どのような観点で調査研究・報告をしてもらうかを明確に示す必要があると思います。篠田委員がおっしゃった内容も含め、報告していただくことにしたいと思いません。

○篠田委員 分かりました。

○鈴木委員 大和市教科用図書採択の仕組みの中に、調査研究員というものがあります。そこが一番重要かと思うので、研究員の決め方や人数等を教えてください。

○藤井指導室長 採択検討委員会で調査・検討する前段として、それぞれの教科書を深く調べるのが調査研究員です。教育委員会が選任することになっております。人数は大体70名で、対象は教員です。これを大和市の教員だけで集めると、中学校教員の4分の1から3分の1ぐらいが関わってしまうことになります。そこで、実際には県央4市でお互いに人員を出し合って調査しております。

○鈴木委員 そうしますと、学校の教員の意見は反映されると思いますが、市民の意見はどのように反映させるのでしょうか。閲覧の機会は設けるとは思います。

○藤井指導室長 市民、保護者の意見は、教科書展示会での閲覧の際に記入いただく意見を事務局でまとめ、お示しいたします。また、教員の意見につきましても、各学校での教科書回覧の際、意見があつたら同じように記入するものです。先ほどのご説明で語弊があつたかもしれませんが、調査研究員は調査の結果意見を述べるものではなく、それぞれの教科書における特徴、見やすさ、教える項目の順序等を調べるという役割です。

○柿 本 市民や保護者の意見をどう収集するかは大事なことです。採択検討委員  
教育長 会委員に保護者代表が入っており、教科書展示会でのアンケート結果も示  
される中で、同委員会ではさまざまな意見を基に検討が進められるものと  
考えております。

○石 川 採択検討委員会は、何回ぐらいを予定していますか。

委 員

○藤 井 全部で3回予定しております。

指導室長

○石 川 そうしますと、1回目はだいたい役割や進め方の説明等で終わってしま  
委 員 うので、実質の審議の機会は2回ぐらいになるかと思います。すべての教  
科書についてとなると、率直に言えば、現実的に2回でできるのかという  
気がします。すべてを細かく精査していけば時間はいくらあっても足り  
ず、それを3回で済ますのは大変なことだと思います。

ただ、私たちはその採択検討委員会からの報告を参考にして教科書を採  
択することになりますので、できれば十分精査をしていただきたいという  
気持ちがあります。今までも同じようにしてきたのですが、2回ない  
し3回で済ませるのは、実際かなり厳しいのではと思います。いかがで  
しょうか。

○藤 井 ただいまのご意見につきましては、今後も検討していきたいと思いま  
指導室長 す。ただ実際には、最初に集まる前に、調査研究員からの報告書を取りま  
とめ、委員にお示しします。ですから、事前にそれぞれで報告書や教科書  
を見ていただいたうえで会を進めていこうと考えております。

○石 川 実質的にできるならば問題ないと思います。しかし、その結果を私たち  
委 員 が見て、基本的には教育委員会定例会1回で採択するわけです。市民の皆  
さんの中には、採択検討委員会は本当に3回ですべての教科書を調査・検  
討できたのか、教育委員会もその内容を精査できたのかと疑問を持つ方も  
いらっしゃるかもしれません。ですから、先ほど話したように、まず採択  
検討委員会において十分に検討していただくことが大事だと思います。そ  
のため、もし日程的に無理がなければ、もう1回ぐらい開催回数を増やし  
てはどうかと考えます。検討してみてください。

私たちはすべての教科書の専門家ではありませんので、調査研究員や採択検討委員会の皆さんの意見を参考に判断することになります。その点も我々の中で共通認識として確認しておく必要があると思います。もちろん私たちも実際に教科書を手にとって内容を確認するわけですが、多くの教科、多くの教科書があり、実際には詳細まで深く理解することは難しいものです。だからこそ調査研究員や採択検討委員会という仕組みがあり、私たちはその調査・検討資料をしっかりと見ることがまず重要になるのだと思います。

○青 蔭      そのためには、しっかりとした材料が欲しいということですね。

委員長      日程の都合もあるでしょうが、採択検討委員会の開催回数についてはぜひ検討してください。その前にも十分調査・研究していただいていると思いますが、一般的には回数が目に留まりやすく、その点も気にして下さっていると思いますので、またお考えいただければと思います。

○藤 井      分かりました。

指導室長

○青 蔭      ほかに何かございますでしょうか。

委員長      ほかにないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○青 蔭      異議なしとのことでございますので、議案第23号は可決いたしました。  
委員長

◎閉 会

○青 蔭      以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長      これにて教育委員会5月臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分